

地方独立行政法人山口県産業技術センターに係る重要な財産を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第六条第四項及び第四十四条第一項の規定に基づき、地方独立行政法人山口県産業技術センターに係る重要な財産を定めるものとする。

(法第六条第四項の重要な財産)

第二条 法第六条第四項に規定する条例で定める重要な財産は、帳簿価額（現金及び預金にあっては、その額）が五十万円以上の財産（その性質上法第四十二条の二の規定により処分することが適当でないものを除く。）とする。

(法第四十四条第一項の重要な財産)

第三条 法第四十四条第一項に規定する条例で定める重要な財産は、適正な見積価額が七千万円以上の不動産（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。